

学習指導要領へのライフジャケットの 文言追加の可能性について

～ライフジャケット推進事業研究推進委員会資料より～

石川雄一（香川大学）

森重裕二（子どもたちにライフジャケットを！）

令和4～6年度

スポーツ庁

「令和の日本型学校
体育構築支援事業－
学校における水難事
故防止対策強化－」
の委託事業

令和7年度～

香川県独自の予算組
で事業を継続

ライフジャケットレンタルステーション

ライフジャケットを無料で貸します。プールや
海、川などでの活動の際、ぜひご利用ください。

①貸出物品

貸出物品	貸出数量
ライフジャケット子ども用Mサイズ (身長85～125cm)	120
ライフジャケット子ども用Lサイズ (身長125～155cm)	200
ライフジャケット大人用(フリーサイズ)	70

②貸出対象

幼稚園、こども園、小学校、中学校等
幼児、児童、生徒を引率・監督する県内の団体等

③貸出期間

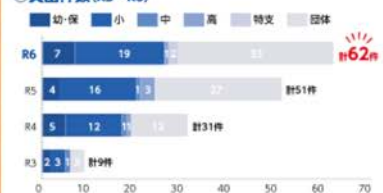
原則1週間以内

ライフジャケット
レンタルステーション



ライフジャケット利用者は年々増加しています！

①貸出件数(R3～R6)



②貸出数(R3～R6)



Q&A レンタルステーション

Q1 どうすれば借りることができるの？

まずは電話で空き状況を確認してください。
(保健体育課 087-832-3764)

Q2 ライフジャケットの着け方が分かりません。

ライフジャケットをお渡しするときに、担当者が
丁寧に教えます。資料もお渡しします。

Q3 家族で遊びに行く時に借りたいのですが…

大変申し訳ございません。
個人への貸出はお断りしています。

検討体制・連携協力体制

香川県では、水辺の安全に関わる関係機関、団体等が
集まり、ライフジャケットの普及啓発に向けて協議を行
っています。

【研究推進委員会】

所 属	氏 名
香川大学教育学部	石川 雄一
香川県防災センター	高島 興治
香川県消防長会	石尾 浩昭
高松海上保安部	萩中 広樹
香川県警察本部生活安全地域課	上原 大典
香川県B&G財団連絡協議会	高橋 正光
四国こどもとおとなの医療センター	木下あゆみ
香川ライフセービングクラブ	菊池 賢
子どもたちにライフジャケを！	森重 裕二
香川県立総合水泳プール	福田 倫文
香川県教育委員会 東部教育事務所	山内 雄司
香川県教育委員会 西部教育事務所	石川 敦子
香川県教育委員会 保健体育課	渡邊 浩司

研究推進委員より

- ・実際に香川県の海や川でライフジャケットを使用
している人が増えていることを数値化する等し、
これまでの取組みの効果をしっかりと検証したい。
- ・防災の視点からも、やはりライフジャケットは必要。
家庭の備えとしてあってほしい。
- ・県教育委員会の取組みと関係機関等の取組みをつ
なげることで、さらによい活動になる。
- ・香川県の取組みをパッケージ化し、他県に積極的に
広げていくことで、全国の子どもたちが水辺で亡く
ならない世界ができると思う。

お知らせ

- ✓ 6～8月はライフジ
ャケットの貸出希望
が多い時期です。お早め
にご連絡ください。
- ✓ ライフジャケットの
受け渡しは下記住所で
行います。



【問い合わせ】

香川県教育委員会事務局保健体育課
〒760-8582
香川県高松市天神前6番1号4階
T E L : 087-832-3764
F A X : 087-806-0235
E-mail : hv3150@pref.kagawa.lg.jp

ライフジャケット
貸出ステーション



令和6年度スポーツ庁委託事業

ライフジャケット推進事業

令和6年度 事業報告書



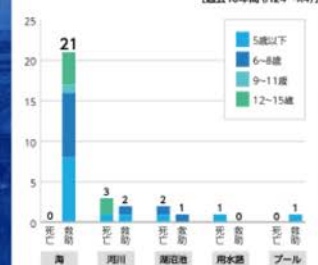
学校における水難事故防止対策強化事業(丸亀市立重水小学校)

海や川、池などで様々な活動を行うことは、自然に開
かれた日本で生活する私たちにとって日常的なものであ
ります。しかし、毎年のように水難事故は発生しており、
児童生徒等がそれらの事故で命を落とすこともしばしば
あります。降水量が少なく渇水の多い香川県では、古く
から農業用水をためるため県内各地にため池が多くあり、
海や川だけでなく、ため池に係る事故も発生しています。
香川県教育委員会では、令和3年度からライフジャ
ケットを無償で貸し出すライフジャケットレンタルス
テーションを開設し、令和4年度からは、学校におけ
る水難事故防止対策強化事業として学校に専門家を派遣
し、ライフジャケットを活用した水泳授業を実施する等、
水難事故防止に向けた取組みを進めています。

本事業報告書では、これらの取組みの概要及び成果や
課題を掲載しております。各学校(園)または各地域に
おける水難事故防止に向けた取組みの参考にしていただ
ければ幸いです。

香川県の水難事故状況

水の事故にあった子どもの年齢別・場所別調べ
(過去10年間(1424～84))



(令和5年子どもを水の事故から守ろう(香川県警察本部)より作成)

香川県教育委員会

学校における水難事故防止対策強化事業

目的

運動領域「水泳運動系」の指導に係る専門家等を派遣し、体育授業のサポート及び教職員への講習等を行い、指導の充実を図るとともに、自己保全のための学習の指導内容や指導方法等の工夫について実践研究等を行う。

派遣団体

- ・香川大学
- ・高松海上保安部（坂出海上保安署）
- ・香川県B&G財団連絡協議会
- ・香川ライフセービングクラブ

事業内容

ライフジャケットを活用した水泳授業 - 主な流れ -

浮く・進む

人間の体はどの程度浮くのか？
着衣のままだと、体は動かしにくいのか？



ペットボトルを使って、人間の体が水面から上に出る割合を学ぶ。



着衣のまま水の中に入り、水の抵抗、体の動かしにくさを体感する。



ペットボトルやビニール袋を使用して浮く。

ライフジャケットの着け方

正しいライフジャケットの着け方は？
股下のベルトは何のためにあるの？



ライフジャケットのベルトが外れていた場合の事故について学ぶ。



いろいろな種類のライフジャケットがあることを学ぶ。

ライフジャケットを着用して浮く・進む

ライフジャケットを着けたときの浮き方は？
実際に事故にあったときどうすればいいの？



ライフジャケットを着けた状態での浮き方・姿勢を学ぶ。



事故後を想定し、大人数で浮いている様子。



プールに流れをつくり、ライフジャケットの浮き方を実践的に学ぶ。

振り返り

令和6年度 研究推進校 13校

- ・高松市立屋敷西小学校
- ・高松市立川岡小学校
- ・高松市立木太小学校
- ・高松市立鬼無小学校
- ・高松市立弦打小学校
- ・丸亀市立藤水小学校
- ・三豊市立財田小学校
- ・三豊市立大見小学校
- ・宇多津町立宇多津小学校
- ・琴平町立象郷小学校
- ・香川大学教育学部附属坂出小学校
- ・香川県立香川丸亀支援学校
- ・香川県立中部支援学校

研究推進校のこれまでの取り組みから

ライフジャケットは
水泳が苦手な児童にも
効果があります！



ずっと頭つげができなかった生徒も、ライフジャケットを着用して「絶対に沈まない」という安心感を得たことで、スムーズに頭つげをすることができた。本人も驚くほどの経験で、達成感を存分に味わっている様子だった。

水泳が苦手な児童は、はじめは足がつかず、水に浮くことに恐怖心をもっていたが、徐々に恐怖心がなくなり、活動に意欲的に取り組むことができた。

水に恐怖心がある生徒も、ライフジャケットの浮力に安心し、プールの底から足を離して水の流れに身を任せて進むことができた。学習後に生徒から「遊んでいたら流されても大丈夫。」「水の中でも安心できる。」という言葉が出てきた。

ライフジャケットの授業後、意欲的に取り組む様子が見られ、泳ぐことが苦手な児童を対象とした特別練習に多くの児童が参加した。

(研究推進校事業報告書より一部抜粋)

教員を対象とした研修を実施しました

子どもが運動にとくめく授業づくり講習会

- 日 時：令和6年8月6日(金) 13:20～16:00
- 会 場：香川県立総合水泳プール
- 指導者：香川大学教育学部 教授 石川 雄一氏
- 参加者：23名(小12名、中7名、高・特支4名)



香川県学校体育経営研修会

- 日 時：令和7年1月21日(金) 13:20～16:00
- 会 場：サンメッセ香川
- 指導者：高松海上保安部
- 参加者：98名(小33名、中36名、高・特支29名)



Q&A

学校における水難事故防止対策強化事業

- Q1 事業の申込み時期はいつですか？
A 4月末～5月頃に県内すべての小学校に募集をかける予定です。
- Q2 講師の方の謝金や旅費は必要ですか？
A すべて県教育委員会が負担します。学校が準備するのは授業計画のみです。授業で使用するライフジャケットも県教育委員会が準備します。
- Q3 どのように授業の計画を作成すればよいかわかりません。
A 派遣する講師と打合せをしながら一緒に考えることも可能です。指導主事も対応できます。
- Q4 教員の研修として、ライフジャケットの着け方や水難事故防止に向けた内容等を行うことは可能でしょうか？
A 可能です。本事業の「指導力向上研修」では、胸骨圧迫やAEDの取扱いの対応訓練等と組み合わせて、ライフジャケットの着け方や水辺の安全等を指導する講師を派遣します。

ライフジャケット体験教室

- 日 時：令和6年6月8日(土)
10:30～12:00
- 会 場：香川県立総合水泳プール
- 指導者：香川県B&G財団連絡協議会
- 参加者：29名(小学生17名、保護者12名)



参加した保護者から

- ・水の苦手な子どもに配慮していただきありがとうございました。
- ・川、海遊びが始まる前の時期に体験できてよかったです。なかなか体験できないことなので、親子で良い経験になりました。

令和6年度ライフジャケット推進事業 研究推進委員会 第2回会議にて提出された 森重裕二委員の資料

学習指導要領への「ライフジャケット」文言の追加の可能性について

これまで香川県での「ライフジャケット推進事業」において、県教委が中心となって学校等での指導が広がり、児童の感想等から安全に対する意識が向上したり、学校や園での「ライフジャケット」の活用が広がってきていることが報告されている。そして、行政等への「ライフジャケット」の寄贈や、各地での有志の方の「ライフジャケット」を広げていく動きの中で根拠資料がないことで、なかなか動きが停滞している現状がある。そこで、「学習指導要領」への「ライフジャケット」の文言の記載ができないか…という可能性を探ってみることとした。現在の状況を共有させていただきたい。

学習指導要領への「ライフジャケット」の文言の追加の可能性について

これまで香川県での「ライフジャケット推進事業」において、県教委が中心となって学校等での指導が広がり、児童の感想等から安全に対する意識が向上したり、学校や園での「ライフジャケット」の活用が広がってきていることが報告されている。そして、行政等への「ライフジャケット」の寄贈や、各地での有志の方の「ライフジャケット」を広げていく動きの中で根拠資料がないことで、なかなか動きが停滞している現状がある。そこで、「学習指導要領」への「ライフジャケット」の文言の記載ができないか…という可能性を探ってみることとした。現在の状況を共有させていただきたい。

1. 「体育」への可能性

① 水泳学習

平成29年の改訂において「水泳学習」に「安全確保につながる運動」が追加された。文部科学省による「平成29年改訂の小・中学校学習指導要領に関するQ&A <体育、保健体育に関すること>」には、新設の理由について、以下のように記載されている。

(小学校)

問5 水泳運動の「安全確保につながる運動」が新設された理由と、具体的な指導について教えてください。

(答)

「安全確保につながる運動」は、背浮きや浮き沈みしながら、タイミングよく呼吸をしたり、手や足を動かしたりして、続けて長く浮くことができるようにすることをねらいとしています。これは、高学年の内容が「クロール」と「平泳ぎ」という2種類の泳法指導に終始することなく水泳運動の学習を広げること、「泳げる」と同時に「浮いていること」も生命の安全確保には有効であること、泳力の有無にかかわらず水の特性を楽しむ機会を確保すること等を意図しています。また、昨今の国内外に絶えない水難事故の発生にも留意した内容とも捉えられます。

指導に当たっては、10～20秒程度を目安にした背浮きや、3～5回程度を目安にした浮き沈み等をして、移動せずにその場に留まりながら呼吸を確保しながら安全に浮いていることができるようにすること等を目指します。海や川が近くにある学校や、泳ぐことよりも、浮くことを大切に指導する必要がある児童の実態等を踏まえ、指導計画を作成し、適切に実施することが求められます。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(体育編)第2巻第2節【第5学年及び第6学年】の水泳運動

このQ&Aでは水難事故の発生に留意した内容として、海や川が近くにある学校や、浮くことを大切に指導する必要がある児童の実態があれば、適切に実施することが求められていることを示している。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説
体育編「水泳」
「P.137 138の文言の追加についての案」

◎ 運動が苦手な児童への配慮の例

- ・ 背浮きの姿勢での呼吸を続けることが苦手な児童には、浅い場所で踵を付けたまま背浮きになる姿勢の練習をしたり、補助具を胸に抱えたり、仲間に頭や腰を支えてもらったりして続けて浮く練習をしたりするなどの配慮をする。
- ・ 浮き沈みの動きに合わせた呼吸をすることが苦手な児童には、体が自然に浮いてくるまで待ってから息継ぎをすることや、頭を大きく上げるのではなく首をゆっくりと動かし呼吸することを助言するなどの配慮をする。

なお、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り組むこと。

- ・ 背浮きの姿勢での呼吸を続けることが苦手な児童には、浅い場所で踵を付けたまま背浮きになる姿勢の練習をしたり、**補助浮具を装着したり**、仲間に頭や腰を支えてもらったりして続けて浮く練習をしたりするなどの配慮をする。
- ・ 浮き沈みの動きに合わせた呼吸をすることが苦手な児童には、体が自然に浮いてくるまで待ってから息継ぎをすることや、頭を大きく上げるのではなく首をゆっくりと動かし呼吸することを助言するなどの配慮をする。

なお、**事前に補助浮具を装着して遊泳することや**、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り組むこと。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説
体育編 「保健」
「P.154の文言の追加についての案」

ウ 交通事故，水の事故，学校生活の事故や，犯罪被害の防止には，危険な場所の点検などを通して，校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど，安全な環境をつくる必要があることを理解できるようにする。その際，通学路や地域の安全施設の改善などの例から，様々な安全施設の整備や適切な規制が行われていることにも触れるようにする。

（案１）

ウ 交通事故，水の事故，学校生活の事故や，犯罪被害の防止には，危険な場所の点検などを通して，校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど，安全な環境をつくる必要があることを理解できるようにする。
また、事前に事故防止にかかる装備等の準備をすることについて指導を行うようにする。その際，通学路や地域の安全施設の改善などの例から，様々な安全施設の整備や適切な規制が行われていることにも触れるようにする。

（案２）

ウ 交通事故，水の事故，学校生活の事故や，犯罪被害の防止には，危険な場所の点検などを通して，校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど，安全な環境をつくる必要があることを理解できるようにする。
また、命を守るための安全確保につながる装備の準備をすることについて指導を行うようにする。その際，通学路や地域の安全施設の改善などの例から，様々な安全施設の整備や適切な規制が行われていることにも触れるようにする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編 「P.126の文言の追加についての案」

ク 事故防止のための万全な配慮をする。特に、安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。また、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

（案1）

事故防止のための万全な配慮をする。特に、**過去の事故事例からも、命を守るための装備を事前に準備することが大切である。**また、安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。そして、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

（案2）

事故防止のための万全な配慮をする。特に、**命を守るための装備にも留意することが大切である。****また、**安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。そして、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

（案3）事故防止のための万全な配慮をする。特に、**事故防止に係る装備の使用のための準備と事前指導が大切である。****また、**安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。そして、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 理科 「P.91の文言の追加についての案」

なお、土地の観察に当たっては、それぞれの地域に応じた指導を工夫するようにするとともに、野外観察においては安全を第一に考え、事故防止に配慮するように指導する。また、岩石サンプルを採る際には、保護眼鏡を使用するなど、安全に配慮するように指導する。

（案1）

なお、土地の観察に当たっては、それぞれの地域に応じた指導を工夫するようにするとともに、野外観察においては安全を第一に考え、**事故防止にかかる装備等を準備し**、事故防止に配慮するように指導する。また、岩石サンプルを採る際には、保護眼鏡を使用するなど、安全に配慮するように指導する。

（案2）

なお、土地の観察に当たっては、それぞれの地域に応じた指導を工夫するようにすると**ともに、野外観察においては安全を第一に考え**、命を守るための装備等を準備し、事故防止に配慮するように指導する。また、岩石サンプルを採る際には、保護眼鏡を使用するなど、安全に配慮するように指導する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編 「P.56の文言の追加についての案」

また、児童の安全に対して、十分に配慮した体験活動であることも挙げられる。体験活動は、それ自体が魅力的であり児童の意欲を喚起することが多い。また、屋外で行ったり、機材などを使ったりするダイナミックな活動であることも多い。事前の準備や人的な手配などを丁寧に行い、十分な安全確保の中で体験活動の魅力を存分に引き出すようにすることが望まれる。

（案１）

また、児童の安全に対して、十分に配慮した体験活動であることも挙げられる。体験活動は、それ自体が魅力的であり児童の意欲を喚起することが多い。また、屋外で行ったり、機材などを使ったりするダイナミックな活動であることも多い。**事故防止にかかる装備等**の事前の準備や人的な手配などを丁寧に行い、十分な安全確保の中で体験活動の魅力を存分に引き出すようにすることが望まれる。

（案２）

また、児童の安全に対して、十分に配慮した体験活動であることも挙げられる。体験活動は、それ自体が魅力的であり児童の意欲を喚起することが多い。また、屋外で行ったり、機材などを使ったりするダイナミックな活動であることも多い。**命を守るための装備等**の事前の準備や人的な手配などを丁寧に行い、十分な安全確保の中で体験活動の魅力を存分に引き出すようにすることが望まれる。

特別支援学校学習指導要領（平成30年告示）解説 各教科等編

「P.222 247の文言の追加についての案」

指導に当たっては、水に慣れ親しみながら、水に対する不安感を取り除く簡単な遊び方を工夫することで学習を進め、水の中での運動の楽しさや心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。

また、水泳の指導においては、特に、児童の健康状態や体調の把握、気温、水温や水深、水質などに十分注意を払うとともに、指導体制や監視体制の整備を十分に図ることが重要である。

また、水泳の指導においては、特に、児童の健康状態や体調の把握、気温、水温や水深、水質などに十分注意を払うとともに、**必要に応じて事前に補助浮具を準備することや、**指導体制や監視体制の整備を十分に図ることが重要である。

諸条件の整っている学校に対して、自然との関わりの深い運動の指導を奨励していることを示したものである。その際、安全の確保に十分留意することが重要である。

（案１）

諸条件の整っている学校に対して、自然との関わりの深い運動の指導を奨励していることを示したものである。その際、**事故防止にかかる装備等を準備するなど、**安全の確保に十分留意することが重要である。

（案２）

諸条件の整っている学校に対して、自然との関わりの深い運動の指導を奨励していることを示したものである。その際、**命を守るための装備等を準備するなど、**安全の確保に十分留意することが重要である。

幼稚園教育要領（平成30年告示）解説 「P.127の文言の追加についての案」

特に、自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考えていくことが必要である。このような園外の活動は、幼児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要がある、保護者の参加なども考え、安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、教師や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人と関わる力を養い、幼児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう

（案１）

特に、自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考えていくことが必要である。このような園外の活動は、幼児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要がある、保護者の参加なども**考えたり、命を守るための装備にも留意したりするなど、**安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、教師や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人と関わる力を養い、幼児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう。

（案２）

特に、自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考えていくことが必要である。このような園外の活動は、幼児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要がある、保護者の参加なども**考えたり、事故防止に係る装備の使用のための準備と事前指導をしたりするなど、**安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、教師や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人と関わる力を養い、幼児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう。

学習指導要領には、以下のような文章で示されている。

体育の「安全確保につながる運動」では、水難事故を防ぐための方法として“落水した後にどう対処するか？”ということを中心にして、「背浮き」「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」などが示されている。いずれも対処の仕方を学ぶための学習である。

保健の「けがの防止」では、対策として「危険な場所の点検などを通して、校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど、安全な環境を作ることが必要であることを理解できるようにする。」ということが示されており、施設や環境について学ぶための学習となっている。

特別活動では、「事故防止のために万全な配慮をする。」という言葉で安全について示されている。理科では、「安全を第一に考え、事故防止に配慮する。」という言葉で安全について示されている。

総合的な学習では、「児童の安全に対して、十分に配慮した体験活動」である必要性が示されており、「事前の準備や人的な配慮などを丁寧に行い、十分な安全確保の中で体験活動の魅力を存分に引き出すようにすることが望まれる。」とも示されている。

特別支援学校指導要領解説「各教科等」には、「指導体制や監視体制の整備を十分に図ることが重要である。」、「安全の確保に十分留意することが重要である。」と示されている。

全ての文言は、以下に分類される

事故が起こった時の対処法

指導体制、監視体制の整備

施設や環境の整備

全ての文言は、以下に分類される

事故が起こった時の対処法

指導体制、監視体制の整備

施設や環境の整備

この3つは、裏返せば

「対処ができれば命を守れる。」

「人的配慮をして監視をしていれば命を守ることができる。」

「施設や環境が整っていれば、命を守ることができる」

ということを示していると考えられる。

これまでの事故の事例から

いくら対処法を知っていても、監視体制を整えていても、環境を整えても、
水辺の活動では事故が起きている。

なぜなら、「**人間は浮かない**」という**事実**。

その事実がある以上、いくら周りの大人が配慮しても、一瞬で沈んでしまうことがある。

その瞬間を見逃さないこと、沈んでしまった後に助けることが困難である。

愛媛県西条市の加茂川で二〇一二年七月、「西条聖マリア幼稚園」の宿泊保育に参加した吉川慎之介ちゃん（当時五歳）が川遊び中に流されて水死した事故に関して、刑事訴訟（二〇一六年五月三十日判決、松山地方裁判所）においても、民事訴訟（二〇一八年十二月十九日判決、松山地方裁判所西条支部）においても、**園長に「ライフジャケットを準備し園児らに適切に装着させる義務」があることを認めた。**

香川県教育委員会の先進的な取り組み＞県内では一定の効果を見出している

森重氏の地道な活動（クラウドファンディング、講演会等）を通じて

都道府県市町村が予算をつけることは非常に困難
寄贈される「ライフジャケット」をも受け入れられない状況（管理・保管場所）
「ライフジャケット」が整えられる環境の整備の見通しが立っていない
学校（授業）での取り扱いも難しい状況

学習指導要領に示されていないから

学習指導要領への「ライフジャケット」文言の追加の可能性について

先の学習指導要領改定の要点（小学校・体育・水泳）

平成20年告示

キ 水泳系

「水泳」は従前「内容の取扱い」で「原則として第4学年で指導する」としていたが、発達の段階を考慮し、第5学年から示すこととした。

低学年の「水遊び」の内容は、「水に慣れる遊び」及び「浮く・もぐる遊び」で構成し、中学年の「浮く・泳ぐ運動」の内容は、「浮く運動」及び「泳ぐ運動」で構成した。高学年の「水泳」の内容は従前どおりとし、「水中からのスタートを指導する」こと、「学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる」ことを「内容の取扱い」に示した。

なお、適切な水泳場の確保が困難な場合には、従前どおり、「水遊び」、「浮く・泳ぐ運動」及び「水泳」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げることを「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

安全確保につながる運動

平成29年告示

(キ) 水泳運動系

低学年については、従前どおり領域名を「水遊び」とし、内容を「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」で構成した。

中学年については、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で構成した。

高学年についても、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成した。また、水中からのスタートを指導すること及び学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができることを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

なお、適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げることを、従前どおり「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

適切な水泳場の確保が困難な場合には、・・・**心得**については、必ず取り上げることを、・・・

この文言（心得）からの広がり
「ライフジャケット」追加の可能性